



熊本県公報

目次

告示	特定鳥獣保護管理計画の変更	(自然保護課)	一
	メスジカ捕獲禁区域の設定	()	一
	不知火鉛散弾規制地域の設定	()	一
	鳥獣保護区の設定	()	二
	休猟区の廃止	()	二
	休猟区の設定	()	二
	銃猟禁止区域の設定	()	四
	"	()	四
	"	()	四
	"	()	四
	環境制御型走査電子顕微鏡の購入に係る一般競争入札に必要な資格等	(私学文書課)	五
	熊本県水産業改良普及員資格試験実施要項の一部を改正する要項	(水産振興課)	六
公告	定款変更認可	(農村計画課)	七
	環境制御型走査電子顕微鏡の購入に係る一般競争入札の実施	(私学文書課)	七
	平成十三年事業所・企業統計調査電子計算機処理業務に係る一般競争入札の実施	(統計調査課)	九

登載依頼

熊本県環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書に係る公告

(九州産廃株式会社) 一〇

告示

熊本県告示第八百七十七号

特定鳥獣保護管理計画(平成十二年十月三十日熊本県告示第八百七十六号)を変更したので、鳥獣保護及狩猟二閑スル法律(大正七年法律第三十二号)第一条ノ二第四項の規定により、変更後の同計画の内容について、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局林務課(球磨地域振興局)にあつては森林保全課)において、一般の縦覧に供する。

平成十三年十月二十六日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県告示第八百八十八号

平成十二年十月三十日熊本県告示第八百七十七号(特定鳥獣の捕獲の禁止)の一部を次のように改める。

平成十三年十月二十六日

熊本県知事 潮谷義子

捕獲を禁止する区域を次のように改める。

熊本県の区域(ただし、人吉市、下益城郡砥用町、八代郡坂本村、東陽村、泉村、球磨郡錦町、上村、岡原村、多良木町、湯前町、水上村、須恵村、深田村、相良村、五木村、山江村及び球磨村を除く。)

熊本県告示第八百九十九号

鳥獣保護及狩猟二閑スル法律(大正七年法律第三十二号)第一条ノ五第五項の規定により、猟法を制限し、平成十三年十一月一日から施行する。

平成十三年十月二十六日

熊本県知事 潮谷義子

次の区域において、鉛散弾を使用する鳥獣の捕獲を禁止する。

一 名称

不知火鉛散弾規制地域
二 捕獲を禁止する区域

不知火町、松橋町及び小川町（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第八百十号

昭和四十六年十月二十七日熊本県告示第九百二十号の二（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改める。

平成十三年十月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

小岱山鳥獣保護区の項の四を次のように改める。

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

川辺小学校鳥獣保護区の項の四を次のように改める。

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

下釜松原ダム鳥獣保護区の項の四を次のように改める。

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

葉木鳥獣保護区の項の二、三及び四を次のように改める。

二 区域 八代郡泉村（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

三 面積 一、八一八ヘクタール

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

大島鳥獣保護区の項の四を次のように改める。

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

熊本県告示第八百十一号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十条の規定により告示する。

平成十三年十月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

一 名称 目丸鳥獣保護区

二 区域 上益城郡矢部町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

三 面積 一、九二五ヘクタール

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

一 名称 野鳥の森鳥獣保護区

二 区域 御船町及び益城町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

三 面積 八二九ヘクタール

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

熊本県告示第八百十二号

平成十年十月二十三日熊本県告示第六百七十四号（休猟区の設定）は、廃止する。

平成十三年十月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県告示第八百十三号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定により、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十六条の規定により告示する。

平成十三年十月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

一 名称 木葉休猟区

二 区域 玉名市、菊水町及び玉東町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

三 面積 一、五八〇ヘクタール

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

一 名称 西岳休猟区

二 区域 山鹿市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

三 面積 一、三二四ヘクタール

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

一 名称 植木休獵区

二 区域 植木町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

三 面積 一、二六〇ヘクタール

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

一 名称 柏休獵区

二 区域 菊池市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

三 面積 二、四二五ヘクタール

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

一 名称 茗ヶ原休獵区

二 区域 阿蘇町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

三 面積 一、三〇〇ヘクタール

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

一 名称 中湯田休獵区

二 区域 南小国町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

三 面積 六二八ヘクタール

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

一 名称 黒淵休獵区

二 区域 小国町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

三 面積 九四〇ヘクタール

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

一 名称 大利休獵区

二 区域 産山村（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

三 面積 七六六ヘクタール

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

一 名称 小池野休獵区

二 区域 波野村（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

三 面積 一、二〇〇ヘクタール

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

一 名称 両併休獵区

二 区域 白水村（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

三 面積 八五〇ヘクタール

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

一 名称 矢山岳休獵区

二 区域 泉村（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

三 面積 一、一一六ヘクタール

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

一 名称 川岳休獵区

二 区域 坂本村（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

三 面積 一、五四九ヘクタール

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

一 名称 矢城山休獵区

二 区域 水俣市、芦北町及び津奈木町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

三 面積 一、五四九ヘクタール

四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

一 名称 矢城山休獵区

二 区域 水俣市、芦北町及び津奈木町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 面積 一、八〇〇ヘクタール
- 四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで
- 一 名称 石坂川休猟区
- 二 区域 水保市(次の図に示す部分に限る。)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 面積 一、二〇〇ヘクタール
- 四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで
- 一 名称 荒水谷休猟区
- 二 区域 多良木町及び上村(次の図に示す部分に限る。)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 面積 一、八八五ヘクタール
- 四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで
- 一 名称 江代休猟区
- 二 区域 水上村(次の図に示す部分に限る。)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 面積 一、〇七八ヘクタール
- 四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで
- 一 名称 折立休猟区
- 二 区域 五木村(次の図に示す部分に限る。)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 面積 一、八四五ヘクタール
- 四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで
- 一 名称 万江休猟区
- 二 区域 山江村(次の図に示す部分に限る。)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 面積 一、七七〇ヘクタール
- 四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで
- 一 名称 大江休猟区
- 二 区域 天草町及び河浦町(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 面積 三、四三七ヘクタール
- 四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

熊本県告示第八百十四号

昭和四十六年十月二十七日熊本県告示第九百二十号の四(銃猟禁止区域の設定)の一部を次のように改める。

平成十三年十月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本空航銃猟禁止区域の項の一及び四を次のように改める。

- 一 名称 熊本空港銃猟禁止区域

- 四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

- 四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

- 四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

- 四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

- 四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

- 四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

- 四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

熊本県告示第八百十五号

平成三年十月四日熊本県告示第七百三十号(銃猟禁止区域の設定)の一部を次のように改める。

平成十三年十月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

舟島銃猟禁止区域の項の四を次のように改める。

- 四 存続期間 平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

熊本県告示第八百十六号

平成二年十月一日熊本県告示第六百七十三号の八(銃猟禁止区域の設定)の一部を次のように改める。

平成十三年十月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

本渡五和銃猟禁止区域の項の二及び三を次のように改める。

- 二 区域 本渡市及び五和町（次の図に示す部分に限る。）
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

三面積 一、七二三ヘクタール

熊本県告示第八百十七号

平成十三年十月四日熊本県告示第七百三十号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改める。

平成十三年十月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

日の出銃猟禁止区域の項を削る。

熊本県告示第八百十八号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について公示する。

平成十三年十月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 調達物品及び数量 環境制御型走査電子顕微鏡 一式
- 二 競争入札の参加者の資格

物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和三十一年熊本県告示第三百八十六号。以下「審査要領」という。）によるが、内容については以下のとおりとする。

1 競争入札に参加することができない者

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項の規定に該当する者

(二) 資格審査の申請書を提出するときまでに県税を完納していない者

(三) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後二年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使

用する者を含む。）

1 契約の履行に当たり、故意に物品の製造若しくは修理を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

2 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者

5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

6 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(四) 資格審査の申請書及びその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

(五) 営業に關し許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(六) 原則として、同種の営業を引き続き一年以上営んでいない者

2 競争入札参加者の資格及びその審査

県が発注する物品の製造、修理又は購入のため行う競争入札に参加することのできる者は、審査要領に基づき審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法

1 申請の方法

熊本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付し、直接提出するものとする。ただし、やむを得ない場合は、郵送による提出も認めるが、この場合は、書留郵便に限る。

なお、すでに参加資格を有している者は、申請の必要はない。

定款

(一) 商業登記簿謄本（個人にあつては、身元証明書、登記事項証明書及び営業証明書）

(二) 審査基準日直近の事業年度の決算における財務諸表（法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類。個人の場合は、貸借対照表及び損益計算書）

(三) 営業経歴書

(四) 印鑑証明書

(五) 最近一年間の県税に係る納税証明書（都道府県税、ただし熊本県内に営業所等を有する者は、熊本県民税、事業税、自動車税、消費税及び地方消費税。なお、都道府県税が課税されていない者は、その旨の証明書）

(六) 販売代理店（特約店）証明書

(七) 販売代理店（特約店）証明書

(八) 営業に関し、認可等を必要とする場合には、許可、認可等を得たことを証する書類

(九) 支店長その他の者に入札の参加、契約の締結、代金の請求及び受領等の権限を委任する場合は委任状

2 申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局用度課契約係
郵便番号八六二一〇九五〇 熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話番号〇九六―三八三―一―一 内線六三四五、六三四六、六三四八

3 資格審査申請書の受付期間
平成十三年十月二十六日から平成十三年十一月十四日まで(県の休日を除く。)とする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

四 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成十五年九月三十日までとする。

2 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格の申請の受付を平成十五年七月一日から平成十五年七月三十一日まで行う。

五 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書を郵送により通知する。

熊本県告示第八百十九号

熊本県水産業改良普及員資格試験実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成十三年十月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県水産業改良普及員資格試験実施要項の一部を改正する要項
熊本県水産業改良普及員資格試験実施要項(昭和六十一年熊本県告示第六百九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表を次のように定める。

区 分	必須項目	選 択 項 目
第三条第一号に掲げる者についての試験	一 漁業経営 二 教育方法	沿岸漁業学、漁具学、漁法学、漁ろつ学、漁場学、漁業資源学、水産機械学、漁獲物処理法、水産製造学、水産生物学、水産増殖学、水産土木学及び水族病理学
第三条第二号及び第三号に掲げる者についての試験	一 漁業経営、生物、物理又は化学のうち一項目 二 教育方法	同 右

第三条を次のように改める。
(受験資格)

第三条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産大学校法(平成十一年法律第九十一号)による独立行政法人水産大学校、学校教育法による高等専門学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十二年政令第三百三十三号)による改正前の農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)による水産大学校又は旧農林水産省組織令(昭和二十七年政令第三百八十九号)による水産大学校において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済若しくは経営に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者のうち当該試験の実施期日から起算して一年以内に卒業見込みの者

二 学校教育法による高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有する者入学若しくは入所資格とする教育機関において水産業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに当該機関における修業年限と次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間との合計が四年以上に達する者

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の水産業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校その他これらと同等以上の教育機関における水産業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における水産業に関する技術についての普及又は指導

三 前二号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると知事が認める者
第五条第一項中、「別記様式第二号」を「別記様式第一号」に改め、同項第一号中、「別記

様式第三号」を「別記様式第二号」に改め、同項第三号中「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改める。

第六条第一項中「氏名」を「受験番号」に、「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に改める。

別記様式第一号を削り、別記様式第二号を別記様式第一号とし、別記様式第三号から別記様式第五号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

公 告

熊本県公告第七百二十七号

阿蘇郡白水村白水村土地改良区理事長桐原夏雄から平成十三年九月十一日付けで申請の定款変更については、平成十三年十月十八日付けで認可した。

平成十三年十月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第七百二十八号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十三年十月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 競争入札に付する事項

1 調達物品及び数量

環境制御型走査電子顕微鏡 一式

2 調達物品の規格及び品質等

入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限

平成十四年三月二十九日

4 納入場所

熊本県立大学

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和三十一年熊本県告示第三百八十六号）に基づき必要な資格を得ている者

三 入札参加資格を得るための申請方法

1 申請の方法

二に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、熊本県の所定の競争入札参加資格申請書に必要な事項を記入のうえ、必要書類を添付し、次の場所へ提出すること。

2 申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局用度課契約係

郵便番号八六二一〇九五〇 熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話番号〇九六一三八三一一一 内線六三四五、六三四六、六三四八

四 入札に参加できる者

納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県立大学へ提出し、熊本県立大学の審査を受け、承認を得たことを証明する書類を提出した者

納入しようとする物品の仕様を示す書類の受付及び審査期間

平成十三年十月二十六日から平成十三年十一月二十二日まで（県の休日を除く。）

とする。ただし、期間終了後も受付及び審査は行いが、この場合には、納入しようとする物品の仕様の審査が入札に間に合わないことがある。

五 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

熊本県立大学事務局会計課

郵便番号八六二一〇九二〇 熊本市月出三丁目一番一〇〇号

電話番号〇九六一三八三二九二九 内線二四〇

2 入札説明書の交付

(一) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

(二) 交付期限は、入札日の前日までとする。

3 入札及び開札の日時並びに場所

- (一) 日時 平成十三年十二月五日 午前十時
- (二) 場所 熊本県熊本市月出三丁目一番一〇〇号 熊本県立大学管理棟二階大会議室
- 4 入札書の提出方法
 - 五の3記載の入札場所に、持参するものとする。ただし、持参できないときは、五の1記載の場所に入札日の前日まで必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 六 入札に関する事務を担当する部局の名称等
- 五の1記載のとおりとする。
- 七 その他

1 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

2 入札保証金

見積もった契約金額(消費税及び地方消費税額を含む。)の百分の五以上の金額(国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行、農林中央金庫、又は商工組合中央金庫の発行する債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手でも可)を平成十三年十二月五日午前十時までに納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(一) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(二) 入札に参加しようとする者が、過去二箇年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

3 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の百分の十以上の金額(国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行、農林中央金庫、又は商工組合中央金庫の発行する債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手でも可)を納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

(一) 当該入札において、契約の相手方が契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る

保険証券を提出したとき。

(二) 過去二箇年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

4 入札の無効

次の(一)から(十)のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (二) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (三) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提出しない者のした入札
- (四) 記名押印を欠く入札
- (五) 金額を訂正した入札
- (六) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (七) 明らかに連合によると認められる入札
- (八) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (九) 二以上の意思表示をした入札
- (十) その他他人の入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

5 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

6 最低制限価格

設定しない。

7 契約書作成の要否

要

8 その他詳細は入札説明書による。

9 この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 Summary

(1) Name and quantity of commodity

Environmental Scanning Electron Microscope, 1set

(2) Date and Place to Submit bidding proposal

December 5th 2001, 10:00am

- Main meeting room 2nd floor, Administration building
Prefectural University of Kumamoto
- (3) Deadline to submit bidding proposal by recommande mail
December 4th 2001, 5:15pm
- (4) Language and currency to be used for bidding
Japanese language and currency only
- (5) Name of the department concerned for this contract
Accounts section, Secretariat,
Prefectural University of Kumamoto
3- 1- 100 Tsuki de, Kumamoto City.
〒 862- 0920
Telephone 096- 383- 2929E x t. 240

熊本県公告第七百二十九号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十三年十月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

一 競争入札に付する事項

- 1 委託業務の名称
平成十三年事業所・企業統計調査電子計算機処理業務
- 2 委託業務の内容
入札等説明書のとおり
- 3 成果品の納入期限
仕様書で定められた日
- 4 成果品の受渡場所
熊本県企画開発部統計調査課内
- 5 委託期間
契約締結の日から平成十四年三月二十九日(金)まで
- 6 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- 1 平成十三年四月二十三日熊本県告示第三百四十八号により示した、情報システム関連委託業務に関して熊本県知事が行う競争入札参加資格審査を受け、競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - 2 熊本県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
 - 3 平成十三年事業所・企業統計調査電子計算機処理業務委託契約書及び仕様書に定める電子計算機業務を遅滞なく遂行できる者であること。
- 三 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- 1 提出期間
平成十三年十月二十六日(金)から平成十三年十月三十日(火)までのそれぞれの日(県の休日を除く)の午前八時三十分から午後五時まで
 - 2 提出場所
四の1に同じ
 - 3 提出方法
四の1の場所へ持参することにより提出すること。

四 入札手続等

- 1 担当課
熊本県企画開発部統計調査課労働事業所班
郵便番号八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号
電話番号 〇九六一三八三一一一 内線三六〇六
- 2 入札等説明書(入札説明書、平成十三年事業所・企業統計調査電子計算機業務仕様書、契約書(案))の配布期間及び場所
(一) 配布期間
平成十三年十月二十六日(金)から平成十三年十月三十日(火)までのそれぞれの日(県の休日を除く)の午前八時三十分から午後五時まで
(二) 配布場所
四の1に同じ
- 3 入札説明会の日時及び場所
(一) 日時 平成十三年十一月一日(木)午前十時から午前十一時まで
(二) 場所 熊本県庁本館六階 熊本県企画開発部統計調査課内
- 4 入札及び開札の日時及び場所

- 一 事業者の氏名及び住所
- 1 氏名 九州産廃株式会社 代表者 代表取締役 前田 博憲
 - 2 住所 熊本県菊池市大字西寺六三三番地の二
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 1 名称 廃棄物の最終処分場拡張工事
 - 2 種類 一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場（管理型）の拡張事業
 - 3 規模 拡張面積 約七万四千三百四十四平方メートル
- 三 対象事業実施区域の位置
- 菊池市大字原字寄草四五八九番四・五・六・七・八・九・一〇・一一・一二・一三・一四・二五・二七・二八・三一・三二・四二・四三・一四四・一四五の各全部。
- 菊池市大字原字寄草四五八九番二六・二九・三〇・三六・三七・四五・四六・四九の各一部。
- 四 条例第六条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
- 菊池市大字原字小川地・字向柏・字経塚・字柏・字柏川の各全部。
- 菊池市大字原字寄草・字掛幕・字城・字堂床・字柏浦・字黒尖の各一部。
- 菊池市大字重味字菖蒲谷の一部。
- 五 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- 1 場所
 - 九州産廃株式会社（本社）
 - 九州産廃株式会社（処分場）
 - 熊本県菊池地域振興局（振興調整室）
 - 菊池市役所（市民部環境課）
 - 2 期間 平成十三年十月二十六日から平成十三年十一月二十六日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - 3 時間 午前八時三十分から午後五時まで
- 六 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
- 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、書面で次により事業者に提出することができる。
- 1 提出期限 平成十三年十二月十日
 - 2 提出先 〒八六一―一三三三 菊池市大字西寺六三三番地の二
九州産廃株式会社
 - 3 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
- ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその

名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

発行所 熊本
平成十三年十月二十六日印刷
平成十三年十月二十六日発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社 熊本印刷
電話代 〇九六―二八六―二三二

